

2017年4月12日

声 明

廣川書店労働組合
日本出版労働組合連合会
廣川書店争議弁護団

- 1 本日、東京都労働委員会（都労委）は、株式会社廣川書店が、①廣川書店労働組合および日本出版労働組合連合会（組合）との賃上げおよび一時金交渉において財務資料を提示して自らの考えを説明することなく、賃上げ「ゼロ」、一時金「30万円±査定により20万円」という回答をし続けたこと、②一時金について未妥結を理由に仮払いを拒否したこと、③S組合員の定年後の再雇用において非組合員と差別的に取り扱ったこと、④継続雇用制度の内容と運用の改善についての団交を拒否したこと、について、いずれも不当労働行為であると認定し、救済命令を発した（平成26年（不）第129号、130号事件）。
- 2 本件は、廣川書店における労使紛争の一環をなすものであり、先行する都労委平成24年（不）第44号事件、平成25年（不）117号事件に続く3度目の都労委命令となる。

先行する2つの事件は廣川書店が中労委に再審査を申し立てたが、平成24年（不）第44号事件についてはすでに中労委は平成28年4月27日に再審査申立を棄却している（平成26年（不再）第20号。現在、会社が取消請求訴訟が東京地裁に係属中）。

本命令は、先行命令にならうものであるが、一時金の仮払いを命じた点が新しく、また、廣川書店による不誠実団交の姿勢を厳しく批判している点が特徴的である。

- 3 廣川書店は薬学書籍出版社で、財務状態は安定しているが、平成11年以降、まったく賃上げをせず、かつ、平成16年以降は「一律30万円、会社査定による±20万円」という一時金回答を繰り返してきた。そして、組合による団体交渉の申し入れが重ねられたが、廣川書店は、団交における態度をまったく変えな

かった。このため組合は不当労働行為救済申し立てをおこない（平成22年（不）第80号）、結果、平成24年4月13日に誠実に団交をおこなうことや廣川書店が解決金を支払うこと等の和解協定を締結した。

ところが、廣川書店は、その後も賃上げおよび一時金要求に対する団交での態度を変えず、根拠資料も示すことなく組合要求に対する拒否回答を繰り返した。また、廣川書店は、平成24年7月に定年を迎えたH組合員について、非組合員は定年時あるいはその前に名目上取締役にして定年前同様の条件で実質的な再雇用をしていたにもかかわらず、H組合員には、勤務場所は埼玉県、時給も埼玉県の最低賃金という継続雇用制度の条件を押し付け、これに異議を唱えると再雇用をしないという挙に出た。しかも、廣川書店は、H組合員の再雇用を求め、会社の継続雇用制度の改善を求める団交において、合理的な根拠を示すことなく組合側の要求を一切拒否し続けた。このため、組合は前記の平成24年（不）第44号事件、平成25年（不）117号事件を申し立てるに至ったものである。

そして、廣川書店の態度はその後まったく変わらなかったことから、組合は、さらに別の組合員についても同種案件として平成27年（不）第116号事件を申し立てている。

4 本件命令は、「賃上げ・一時金の交渉は、その時点における経営状況等の諸事情を踏まえて行われるのが一般的であり、このように同一内容の回答を繰り返すことは、それ自体、会社回答の合理性に疑義を生じさせる」から、会社は「自らの回答を根拠付ける資料を開示した上で、賃上げできない理由や一時金の回答額の根拠を誠実に説明し、組合との交渉に真摯に臨むことが強く求められる。」として、廣川書店の対応を厳しく批判した。

廣川書店は、①組合員は十分な賃金処遇を受けている、②減額ではなく例年通りの支給、③事務折衝で資料を開示している、などと弁解したが、都労委は、①および②については、定昇のない会社において基本給も一時金も交渉により決まるため、組合から説明を求められている以上、会社は経営資料を示して十分に説明をすべきと喝破した。また、③については、会社が開示した「売上」「売上原価」「販売管理」「営業利益」「経常利益」「当期利益」の6項目だけでは交渉

の材料とするにはおよそ不十分で、十分な経営資料の開示をおこなったとはいえないと批判した。

- 5 また、本件命令は、H組合員のケース（平成24年（不）第44号事件）と同様に、廣川書店と組合との労使紛争の経緯をふまえ、組合員についてのみ低条件の継続雇用制度における条件提示しかせず、非組合員と異なる取り扱いをしたことは組合員に対する不利益取扱いであり、かつ支配介入にあたるとし、正当な理由のない団交拒否であるとした。
- 6 そして、本命令では、新たに、一時金の仮払いを求めていた点についても、一般には支給日において組合とは未妥結であるため支給をせず、非組合員には組合に提示した回答額で支給することは、そのことのみをもって支配介入にあたるとは言えないが、会社が団交において殊更に妥結を困難にする一方で、未妥結を理由に一時金を支給しなければ支配介入にあたることもあるとして、本件については組合の弱体化をはかる支配介入であると認定した（ただし仮払の額をこれまで組合員に支給してきた実績額、組合との妥結の有無にかかわらず非組合員に支給してきた金額ではなく、一回について金10万円とした点は相当でない）。
- 7 本件命令は、発出日が平成28年8月23日となっているにもかかわらず、命令交付は約8か月も遅れて交付されたことは遺憾である。しかし本命令の判断の内容はごく常識的な判断であり、会社の不誠実な態度の一つ一つを正しくとらえ、それが会社の基本姿勢であることを見抜いて救済命令を発出したことは十分に評価できる。
- 8 本件命令に先立ち、本年3月21日には、組合員を本社社屋から排除するためにおこなわれた配転命令が無効であること及びこれが不法行為となることを認めた東京地裁判決も出されている（平成28年（ワ）第12611号）。

廣川書店はこれ以上いたずらに紛争を継続・拡大すべきではない。廣川労組と出版労連並びに弁護団は、廣川書店が本件命令を受け入れ、速やかに争議全体を解決するよう決断することを求め、いっそう奮闘する決意であることを表明する。

以上